

文化活動に係る全国大会等出場補助金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、松茂町における文化振興を図るため、文化活動に係る国又は都道府県（教育委員会を含む。）が関係した行事、その他町（教育委員会を含む。）が認めた大会の予選等を通し、四国大会及び全国大会に出場する者に対し、参加費用の一部補助をするために必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象大会)

第2条 補助金の交付対象の大会は、次に掲げる大会とする。

(1) 四国大会 県予選を行い出場する四国大会及びブロック大会

(2) 全国大会 県予選又は四国大会において優秀な成績により出場する全国大会

2 前項の規定にかかわらず、学校教育活動又は政治、宗教若しくは営利を目的とした大会は補助金交付の対象外とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、松茂町に住民票を有する者で文化活動に係る各種大会に参加登録されている出場者又は当該大会の参加申込書に記載された引率者（代表者、指導者等）とする。ただし、引率者は3人までとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて松茂町長に文化活動に係る全国大会等出場補助金交付申請書（別記様式）を提出しなければならない。

(1) 大会要綱

(2) 支出計画書

(3) 旅費計算書

(4) 参加日程計画表

(5) 参加者名簿

(補助金額)

第5条 一大会における1人当たりの補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 小・中学生 交通費及び宿泊費の全額。ただし、四国大会は15,000円、全国大会は25,000円を限度とする。

(2) 高校・一般 四国大会は5,000円、全国大会は10,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、大会が県内において開催される場合は、四国大会は補助金の交付を行わず、全国大会は5,000円とする。

(成績報告)

第6条 申請者は、大会実施後速やかに成績を松茂町長に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全額又は一部を返納しなければならない。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 既に申請した事項に変更を生じたとき。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、松茂町長との協議の下に松茂町教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。